

自由にものを言いたい 監視されたくない わたしたちは犯罪者?

「もの言う」自由を守る会

ニュース29号

2023年8月25日

〒 503-0906 岐阜県大垣市室町 2-25 弁護士法人ぎふコラボ西濃法律事務所内 大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす

「もの言う」自由を守る会

https://monoiujiyu-ogaki.jimdofree.com/ **5** 0584(81)5105 fax0584(74)8613

控訴審、大詰め近く 公安警察官の証人実現を!

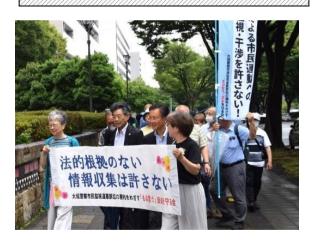
雨模様でしたが、傍聴、報告集会(名 古屋市能楽堂)ともに約60名の参加が ありました。ありがとうございます。

法廷では、公安警察官の証人採用を求める第9準備書面~公務員の「職務上の秘密」該当性の判断権者等について~の要旨を、横山文夫弁護士が読み上げました(内容は前号4ページを参照)。

また、前回の法廷で、裁判所が抹消請求につき、より詳細な「特定」を求めて「請求の趣旨の変更」を促したと解釈できるので、その要望に応える「訴えの変更」を行いました。

一審被告側は、これまでの一審原告側 の書面に対しての反論も一切行っていま せん。真面目に控訴審に向き合っている とは思えません。裁判所には、一審被告 側のこうした態度を打ち破る毅然とした姿勢を期待しましょう。

報告集会等の動画は、資料は「もの言う」自由を守る会HPにアップしています。



☆公安警察官の証人採用を求める要請ハガキ 行動については、4ページに掲載。

≪次回口頭弁論のご案内≫

日時:10月5日(木)14時~

場所:名古屋高等裁判所1号法廷

≪10/5の行動予定≫

13:20~ 裁判所前集会

13:35~ 入廷行動

14:00~ 口頭弁論

14:50~ 報告集会

5周年総会に60名結集

2023年7月2日、大垣市スイトピアセンターで 「もの言う」自由を守る会5周年総会をもちました。 裁判に意見書を出して下さった實原隆志 南山大学大 学院法務研究科教授をお招きし、《「もの言う」自由 と自己情報コントロール権》と題する記念講演を頂き ました。



開会の挨拶/横山共同代表

記念講演

實原先生は、まず裁判所に提出した 「意見書」の骨格を整理して説明されま した。

情報提供については、違法とした地裁 の判断は維持されるべきであると同時 に、目的の正当性やそれに対する法律上 の根拠の有無のより詳細な検討が必要で あり、重要な情報の提供まで認める規定 としての警察法2条1項の合憲性の検討 をより厳格に行うべきであると述べられ ました。

情報収集については、警察による情報 収集の違憲性・違法性に関する岐阜地裁 の審査は不十分であり、情報収集という 権利侵害の正当性は認められないので、 情報収集も違憲・違法とすべきこと。

また、情報保有についても、地裁が原 告側に求めている情報の特定は厳格に過 ぎること、本件で推測される情報保有を



正当化する事実は確認できないことか ら、実体法上の評価として違憲・違法と すべきであること。そして、これらの分 析を通して、現在の最高裁判例の枠組み の中でも、情報収集及び情報保有を違 憲・違法と判断すべきであるという結論 を論理的に明らかにされました。

その上で、日本の最高裁判決では「自

己の情報がみだり に扱われない権 利・自由」の重要 性に深い考察を加 えていない、こと を指摘されまし た。



近年の議論やド

イツ連邦憲法裁判所の判例を紹介しなが ら、権利の保護が不十分な場合に生じう る不利益やほかの権利・自由にもたらし うる影響などについて言及されました。

「原則的に自分で自己の個人データの 提供と利用について決定するという、個 人の権限」の保護、即ち「情報自己決定 権」が保護されない場合、自身に関する どのような情報が知られているか等を十 分な確実性をもって見通せなくなりま す。行為態様がいつでも記録され、それ

記念講演の動画・スライド資料は「もの言う」 自由を守る会HPにアップしています。

らが情報として長期にわたって保存・利用・転送されるかもしれない、そうなれば、「目立つ」ことのないように、という抑制が働いてしまいます。例えば集会や市民運動に参加することを控えるなど、基本的な権利行使をやめてしまうことにもなりかねません。そうすると、個人の自己実現だけではなく、自由で民主的な社会の基本的な機能条件も害することになってしまいます。

日本の最高裁も、従来の先例よりも踏 み込んだ形で、個人情報が十分に保護さ



れなかった場合の問題について検討することの必要性を丁寧に説明されました。

↓ 實原先生の講演スライドより

講演で述べたことのまとめ

- 最高裁には「自己の情報をみだりに扱われない権利・自由」は「もの言う自由」とあまり 関係ないと思っているフシがある
- それには批判もある: ドイツの議論も参考にすると、そうした**批判が妥当**
 - **..** 結論

「もの言う自由」と自己情報コントロール権 密接に関連していると考える必要がある

「自己情報コントロール権」の重要性

精神的自由に劣らない

本件での情報の提供・収集・保有

すべて違法といいうる

認を求め、効果的かつ独立した監視機構が必要である」

- 従来の判例を前提とした場合でも同様
- 従来の判例の検討は十分ではない

時宜にかなった総会

昨年11月開催の国連自由権規約委 員会日本審査の総括所見で、「プライ

バシーの権利に関し、政府などによる監視のシステムと権限の強化について、プライバシーへの恣意的な干渉に対する十分な保護措置がないとして、裁判所の事前承

質疑応答

(2022.11.7日弁連会長声明より引用)との勧告を受けました。国際人権機関からも、日本の公安警察の「無法な」情報収集のあり方が問題視されています。

市民監視の悪法が次々と作られ、「監 視社会」の足音が高くなっている状況の 下で、私たちの裁判のもつ意味を明らか にする時宜にかなった総会となりました。



閉会の挨拶 稲葉共同代表

公安警察官の証人尋問実現のため、要請ハガキを

一審被告は、何も明らかにせず、自分達の行為は「適法だ」と言うのみです。真実を明らかにするには、公安警察官の証人尋問は欠かせません。警察組織は全てを秘匿する、このことこそが、原告に対する人権侵害であり、同時に自由を基調とする民主主義社会全体への攻撃です。

また、この裁判のもつ憲法上の意義を 明らかにするために、實原教授の証言も 必須です。

どうか、裁判所に要請ハガキを送って下さい。1枚でも多く届けるために、周囲の方にもお声掛けをお願いします。

(第1次集約 2023年9月末日)

【要請項目】

- 1. 警察組織に忖度することなく公安警察官を証人として採用して下さい。
- 2. 権利侵害の憲法上の内容を明らかにするために、實原教授を証人として採用して下さい。
- ◎ 宛先 〒460-8503 名古屋市中区三の丸 1-4-1名古屋高等裁判所 民事第2部 裁判長 長谷川恭弘 様
- ◎ ハガキ見本は「もの言う」自由を守る会HPに載せています。
- ◎ 周囲に要請ハガキを呼びかけていただける場合
 - ⇒ 必要枚数、送り先を事務局にお知らせ下さい、お送りします。
- ◎ 周囲の方からハガキを集めていただける場合
 - ⇒ まとめて事務局にお送り下さい。裁判所に持参します。

事務局:〒503-0906 大垣市室町 2-25 ぎふコラボ西濃法律事務所内 「もの言う」自由を守る会 TEL 0584-81-5105

T O P I C 6月4日、国民救援会岐阜県本部の「えん罪 豊川幼児殺人

事件現地調査」に「もの言う」自由を守る会のメンバーも同行しました。田辺さんは無実です。しかしまたもや再審請求は棄却されました。冤罪が生まれる構造と、公安警察が法律の縛りもなく市民の情報を収集することは根っこにおいて一緒です。警察・司法を真の意味で民主的なコントロールの下におくため、一層努力していきましょう。



「もの言う」自由を守る会会員募集中!

年会費:個人1000円、団体3000円

《会費・カンパ振込先》ゆうちょ銀行 記号番号 00800-0-216504 加入者名 「もの言う」自由を守る会 「もの言う」自由 を守る会HP ↓

